

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 2 6 0 号)

平成 1 5 年 7 月 1 7 日

プライバシー保護の観点から、本文中の「 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見」については、一部記載を省略しています。

横 情 審 答 申 第 260 号

平 成 15 年 7 月 17 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月26日教教人第254号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験実施要領」
及び「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 面接
試験実施要領 個人面接・模擬授業」の一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験実施要領」及び「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 面接試験実施要領 個人面接・模擬授業」のうち、集団面接質問例及び個人面接質問例（いずれも質問禁止事例を含む。）並びに集団面接評定票（記入例）の特記事項欄に記録されている情報（面接の内容に係る特記事項に限る。）及び評定欄に記録されている情報を非開示とした決定は妥当ではなく、当該情報を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験実施要領」（以下「文書1」という。）及び「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 面接試験実施要領 個人面接・模擬授業」（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を併せて「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成14年5月8日付で行った本件申立文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取消し、本件処分において実施機関が非開示とした情報のうち、面接試験の質問例に係わる情報の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

面接試験の質問例に係わる情報については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第6号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

今回非開示とした面接試験の質問例と評定票の記入例については、これを開示すると、受験者が質問の傾向をつかむことができ、受験対策をとることによって、受験者が本来持っている資質、適性等を見ることを目的とした面接試験の評価を行う際に支障が生じ、ひいては公正な選考試験の遂行に支障が生じるおそれがあると考えられる。

以上により、非開示とした部分は、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、非開示としたものである。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関の実施する教員採用試験の問題は、公開が原則になった筈である。以前は、問題持ち帰りもできなかった。しかし、今では、問題を持ち帰るよう指示が出る。この様に方針転換をしたのであるから、人権に大きくかかわる質問例が載っているのならばいざ知らず、それ以外ならば公開せねばならない。実施要領によると、個人に不利益のある設問例が載っている筈もないので、公開しても何ら差し支えない筈ではないか。
- (2) 設問は、受験書等で再現公開されているので、非公開を謳っても徒労である。よって、これを公開したからといって、今更試験の運営に悪影響が及ぶとは考えられない。
- (3) 実施機関側は、条例第7条第2項第6号に該当すると回答しているが、当該文書は監督者全てに配布され、回収こそすれ、極秘文書扱いになっていないため、当該書類のコピーまで禁じていない。事実、当該複写が申立人の手元にある。この現状で隠しても無駄ではないか。
- (4) マニュアル自体公開できない筈なのに、それを開示してしまったことで、その働きは失せた。したがって、今更公開しても何ら差し支えない。
- (5) 真に公正な試験を行ったと実施機関が主張するならば公開しても構わない筈である。
- (6) 申立人に試験官が質問した項目は、自らの作成したマニュアルに反した質問であった。それは、極めて、人権に係わる重大な発言であった。故に、申立人はこの部分こそ重要であると感じている。
- (7) 今年の採用試験案内には、試験の一部が実施機関自身の手で公開されている。当該試験が公開を原則としていることは、これを見ても明らかである。であるならば、これだけが非公開となるのは何とも不可解である。この事実があった上で、実施機関側は、一体、何処に試験に公平さがあると主張できるのか理解できない。であるから、当該理由は、適正な職務に支障をきたすおそれではなく、適正を欠いた職務が暴露されるおそれの間違いではないか。
- (8) 当該非開示部分も、実施機関が公開した問題例相当の面接質問例である。問題例は公開できても、質問例は公開できないとするのは、公開原則に反する。一部を公開するのではなく、全部を公開してしまえば、公正さは保たれる。
- (9) 面接試験要綱「質問の仕方」では、同じような質問を繰り返さないとされているが、それに全く則っていない質問を受けたため、面接の仕方の開示を求めたところ、

部分的に、質問禁止事項例が黒塗りになっていた。申立人は黒塗りされた内容を質問されたのであるから、そこを知りたい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書のうち、文書1は、実施機関が、平成13年度横浜市公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験を実施するにあたって作成した「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験実施要領」であり、文書2は、同第二次試験を実施するにあたって作成した「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 面接試験実施要領 個人面接・模擬授業」である。

文書1は、会場一覧、試験実施概要、一般的注意事項、試験委員の役割、試験実施上の留意事項、個別対応事項、一般選考に係る進行表、特別選考に係る進行表、受験者へのお知らせ、欠席者報告書記入例、試験会場ごとの分担表、各試験会場の見取図、横浜市公立学校教員採用候補者選考試験集団面接実施要領（以下「集団面接実施要領」という。）等で構成されており、このうち、集団面接実施要領には、面接の目的、実施方法、面接員の心構え、集団面接の質問の仕方、評定の基準、評定方法、評定上の留意事項、集団面接質問例、集団面接評定票の記入例等が記録されている。

また、文書2には、面接試験の目的、面接者の心構え、質問の仕方、評定上の留意点、評定の基準、面接試験の試験の方法・評定の方法・評定上の留意点、模擬授業の試験の方法・評定の方法・評定上の留意点、個人面接質問例、面接試験の進行、面接試験の日程等が記録されている。

このうち、申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている情報は、文書1の集団面接実施要領に記録されている集団面接質問例及び文書2に記録されている個人面接質問例（いずれも質問禁止事例を含む。以下同じ。）並びに集団面接実施要領のうち集団面接評定票（記入例）の特記事項欄に記録されている情報（面接の内容に係る特記事項に限る。以下同じ。）及び評定欄に記録されている情報（以下総称して「本件申立部分」という。）である。

なお、集団面接評定票は、面接官が、各受験者の評定内容等を記録するためのものであり、特記事項欄には、受験者の発言や態度等について気がついた点を「+」の事項と「-」の事項に分けて記録し、評定欄には、要領に定められた評定基準に基づいて評定を行った結果を記録するものとされている。

(2) 条例第7条第2項第6号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を開示すると、受験者が質問の傾向をつかむことができ、受験対策をとることによって、受験者が本来持っている資質、適性等を見ることを目的とした面接試験の評価を行う際に支障が生じ、ひいては公正な選考試験の遂行に支障が生じるおそれがあるため、非開示としたと主張している。

ウ そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について審議するため、平成15年5月16日に実施機関に対して事情聴取を行った。

それによると、実施機関は、民間の予備校等により、面接試験対策に関する情報がある程度市場に出回っていることで、受験者の答えがマニュアル的になり、その人なりの考えが出てこないという弊害が生じており、面接が非常に形骸化されているが、本件申立部分を開示すると、さらにそういった傾向を助長させてしまうおそれがあるとし、さらに、面接試験の質問例については、翌年度以降全く異なる内容に変更するというものではないため、たとえ当該面接試験が終了した後であっても、本件申立部分の開示を受けた場合には、翌年度以降の面接を受ける際にかなり有利となると説明しており、これらのことから、面接試験の質問例と評定票の記入例については、これを開示すると、受験者が質問の傾向をつかむことができ、受験対策をとることによって、受験者が本来持っている資質、適性等を見ることを目的とした面接試験の評価を行う際に支障が生じ、ひいては公正な選考試験の遂行に支障が生じるおそれがあると考えられると主張している。

エ しかし、本件申立部分のうち、集団面接質問例及び個人面接質問例については、当該内容が、面接試験を受験しようとする者であれば、およそ誰でも容易に想定し得る内容であること、また、過去の面接試験の傾向と対策等を掲載した参考書等も市販され、受験者が、本件申立部分に記録されている内容と同様の情報を入手することが実態として可能であることなどを踏まえると、当該面接質問例を開示することによって、面接試験の形骸化がさらに助長されることになるとする実施機関の主

張は説得力がなく、採用できない。

また、本件申立部分のうち、集団面接評定票（記入例）の特記事項欄に記録されている情報及び評定欄に記録されている情報についても、およそ誰でも容易に想定し得るような一般的な評定内容を、単なる例示として記載したものにすぎず、これを開示しても、公正な面接試験の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件申立部分については、これを開示しても、将来の試験事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第6号アに該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月4日 (第9回第一部会)	・審議
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・審議
平成15年5月2日 (第11回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月6日 (第13回第一部会)	・審議
平成15年6月20日 (第14回第一部会)	・審議